

京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）に基づく特定給食施設等における適正な栄養管理を図るため、届出、指導等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康の増進に資することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱における対象施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(届出)

第3条 特定給食施設の設置者は、法第20条第1項の規定による届出を、特定給食施設開始届出書（第1号様式）により事業の開始の日から一月以内に京都市保健所（以下「保健所」という。）に行うものとする。

2 特定給食施設の設置者は、法第20条第2項の規定による変更の届出は、特定給食施設届出事項変更届（第2号様式）、廃止、休止又は再開の届出は、特定給食施設廃止・休止・再開届（第3号様式）により、変更等の日から一月以内に保健所に行うものとする。ただし、施設の設置者が死亡又は解散により当該給食を廃止したときは、その相続人又は精算人がこれを行うものとする。

3 保健所は、第1項及び第2項に関する届出を受理後、原本を保管し、特定給食施設設置者はその写しを保管する。

(管理栄養士必置施設の指定及び取消)

第4条 京都市保健所長（以下「保健所長」という。）は、法第21条第1項の規定により、規則第7条に定める要件に該当する特定給食施設を、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設（以下「管理栄養士必置施設」という。）と認めるときは、市長名による指定通知書（第4号様式）を、当該施設の設置者に通知する。

2 保健所長は、前項に規定する管理栄養士必置施設として指定を受けた特定給食施設の管理栄養士配置の状況を確認するため、当該施設の設置者から管理栄養士配置届（第5号様式）の提出を求める。

3 保健所長は、管理栄養士必置施設として指定を受けた特定給食施設において管理栄養士が未配置の場合、当該施設の設置者から管理栄養士配置計画書（第6号様式）の提出を求め、当該施設の管理栄養士の配置が完了した場合、管理栄養士配置届（第5号様式）の提出を求める。

4 保健所長は、当該施設に対し、管理栄養士の配置に向け必要な指導及び助言を行う。

5 管理栄養士必置施設が、規則第7条に定める要件に該当しなくなったと認めるときは、市長名による指定取消通知書（第7号様式）を当該施設の設置者に通知する。

(指導及び助言)

第5条 保健所長は、法第18条第1項及び法第22条の規定により、特定給食施設等における栄養管理の実施について、必要な指導及び助言を行う。

2 指導及び助言は、法第19条の規定による栄養指導員が個別指導及び集団指導（連絡会、講習会等）を必要に応じて、併せて実施する。

3 指導の項目は、法第21条各項、規則第9条及び特定給食施設における栄養管理の指導等に関する厚生労働省通知に基づくものとする。

(報告書の提出等)

第6条 保健所長は、毎年10月に実施した給食の状況を把握するため、特定給食施設、中規模給食施設、小規模給食施設、準特定給食施設の設置者から栄養管理報告書（様式は別に定める）の提出を求める。

2 保健所長は、厚生労働省が求める地域保健・健康増進事業報告書及び衛生行政報告例に定める報告表を作成し、提出する。

(立入検査等)

第7条 保健所長は、法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると判断した時は、法第24条に基づき栄養指導員を当該施設に立ち入らせ、帳簿、書類の検査及び関係者への質問等により状況を把握する。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示する。

3 保健所長は、立入検査後に、特定給食施設栄養指導結果書（第8号様式）を作成し、当該施設の設置者に通知する。

(勧告及び命令)

第8条 保健所長は、第21条第1項の規定に反して管理栄養士を置かず、若しくは同法第21条第3項の規定に違反して適切な栄養管理を行わない特定給食施設があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、同法第23条第1項に基づく勧告を行うこととする。

2 保健所長は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、法第23条第2項に基づく命令を行うこととする。

(その他)

第9条 京都市教育委員会及び保健福祉局が所管する特定給食施設等に対し、指導及び助言を行う場合には、それぞれの所管課と連携を密にして行うこと。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(関係要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

(1)京都市特定給食施設等栄養管理実施要綱（平成15年7月4日決定）

(2)管理栄養士必置施設の指定及び栄養管理指導実施要領（平成15年7月4日決定）

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式により使用されている書類は、当面の間、改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式により使用されている書類は、当面の間、改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式により使用されている書類は、当面の間、改正後の様式によるものとみなす。

別表第1 (第2条関係)

区 分	食数等規模
特定給食施設	特定の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。(法第20条第1項及び規則第5条) 「特定」とは、施設の主たる目的のために集まる者のうち、8割以上の者が給食を喫食し、喫食者がほぼ同一人物と推定される場合とする。 「継続的」とは、週3日以上食事を供給している場合であり、一定期間を定めて食事を供給する場合は、除外する。
中規模給食施設	上記以外の施設であって、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設。
小規模給食施設	特別な栄養管理が必要な対象者に対して、継続的に1回50食未満又は1日100食未満の食事を供給する施設。 (特別な栄養管理が必要な対象者とは、傷病者・障害者・乳幼児・児童・高齢者等のことを指す。)
準特定給食施設	不特定かつ多数の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。

特定給食施設開始届

年 月 日届出

(宛先)

京都市保健所長

施設の名称

施設の所在地 〒 —

TEL —

設置者（法人の場合、その名称及び代表者の氏名）

設置者の住所 〒 —

法人の場合、主たる事務所の所在地
施設の所在地と同じ場合省略可

TEL —

京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱第3条第1項の規定により、給食を開始したので届け出ます。

給食開始(予定)日	年 月 日			
給食施設の種類	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設	
	<input type="checkbox"/> 介護医療院	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設	
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設	<input type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> 寄宿舍	
	<input type="checkbox"/> 矯正施設	<input type="checkbox"/> 自衛隊	<input type="checkbox"/> その他 ()	
施設の定員 (病院の場合は、許可病床数)	人 (床)	運営方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託
委託先	名称 所在地 〒 —	代表者氏名 TEL —		
委託内容	<input type="checkbox"/> 献立作成 <input type="checkbox"/> 材料購入 <input type="checkbox"/> 材料検収 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 配膳 <input type="checkbox"/> 保存食の採取 <input type="checkbox"/> 下膳 <input type="checkbox"/> 食器の洗浄・消毒 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月から			
給食規模 (1日当たりの平均給食数)	朝	昼	夕	計
	食	食	食	食
給食従事者数 常勤は () に 再掲	職 種	施 設 側	委 託 先	計
	管理栄養士	人 () 人	人 () 人	人 () 人
	栄 養 士	人 () 人	人 () 人	人 () 人
	調理師	人 () 人	人 () 人	人 () 人

※京都市記入欄	特定給食施設 届出 NO.		収受印
	管理栄養士 必置指定 NO.		
	年 月 日 () 区役所・支所保健福祉センター 受付		

(記入要領)

京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱第3条第1項に規定する特定給食施設の設置者は、その事業の開始の日から一月以内に、保健所長に届け出なければならない。

- 1 「特定給食施設」とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。
- 2 特定の者とは、施設の主たる目的のために集まる者の8割以上が喫食し、喫食者がほぼ同一人物であると推定されること。
継続的とは、週3日以上食事を供給しているものであり、一定時期を定めて行う場合は、特定給食施設とみなさない。
- 3 給食施設の種類（(1)～(12)に規定する施設で給食施設を設置しているもの。）
 - (1) 学校：学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場「学校給食センター」、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうちの幼稚園
 - (2) 病院：医療法第1条の5第1項に規定する病院
 - (3) 介護老人保健施設：介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (4) 介護医療院：介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - (5) 老人福祉施設：老人福祉法第5条の3に規定する施設（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター）
 - (6) 児童福祉施設：児童福祉法第7条に規定する施設及び社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関する施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（幼稚園を除く）
 - (7) 社会福祉施設：生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関する施設（児童福祉に関するものを除く。）
 - (8) 事業所：労働基準法別表第1に規定する事業所又は事務所
 - (9) 寄宿舍：学生又は労働者を寄宿させる施設
 - (10) 矯正施設：刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
 - (11) 自衛隊
 - (12) その他：前記(1)から(10)まで以外で特定給食施設に該当する施設
- 4 施設の定員数：病院については許可病床数、介護老人保健施設等は入所定員数を記入する。
- 5 運営方法：該当する項目にレ印をする。
- 6 委託内容：運営方法が「委託」（一部委託を含む。）の場合に該当する項目にレ印をする。
- 7 給食規模：1日当たりの予定平均給食数を記入する。朝・昼・夕食以外の食事はその他に記入し、合計には含めない。
- 8 給食従事者数：職種ごとに施設側、委託側職員と分けて人数を記入し、常勤の職員をカッコに再掲する。なお、直営の場合は、委託側の記入は不要とする。
 - (1) 管理栄養士は併せて栄養士の資格を有しているので管理栄養士にのみ計上する。また、資格を有して実際に栄養指導に従事している者について計上する。
 - (2) 調理師は資格を有する者であること。
 - (3) 委託会社の管理栄養士又は栄養士が随時派遣されている場合、その施設に勤務しているという実態があれば計上する。ただし、同一人の管理栄養士等が複数の施設を兼務している場合は、もっとも勤務時間が長い施設1か所（勤務時間が同じときは報酬の多い施設）について計上する。この場合、他の兼務施設はいないものとして扱うこと。

特定給食施設届出事項変更届

年 月 日届出

(宛先)
京都市保健所長

施設の名称

施設の所在地 〒 —

TEL —

設置者(法人の場合、その名称及び代表者の氏名)

設置者の住所 〒 —

法人の場合、主たる事務所の所在地
施設の所在地と同じ場合省略可

TEL —

特定給食施設開始届出書の記載事項に変更を生じたので、京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱第3条第2項の規定により届け出ます。

変更年月日	年 月 日
変更事項	<input type="checkbox"/> 施設の名称 <input type="checkbox"/> 施設の所在地 <input type="checkbox"/> 設置者の法人名 <input type="checkbox"/> 設置者の住所 <input type="checkbox"/> 給食施設の種類 <input type="checkbox"/> 施設の定員 <input type="checkbox"/> 1日（又は1食）の予定給食数
変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更理由	

※京都市記入欄	特定給食施設届出NO.		收受印
	管理栄養士必置指定NO.		
			年 月 日 () 区役所・支所保健福祉センター 受付

第3号様式（第3条関係）

特定給食施設廃止・休止・再開届

年 月 日届出

(宛先)
京都市保健所長

施設の名称

施設の所在地 〒 ー

TEL ー

設置者(法人の場合、その名称及び代表者の氏名)

設置者の住所 〒 ー

法人の場合、主たる事務所の所在地
施設の所在地と同じ場合省略可

TEL ー

特定給食施設を廃止（休止）又は再開したので、京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱第3条第2項の規定により届け出ます。

廃止・休止・再開年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
再開の予定 (休止の場合)	年 月 日

※京都市記入欄	特定給食施設 届出 NO.		収受印
	管理栄養士 必置指定 NO.		
	年 月 日 () 区役所・支所保健福祉センター 受付		

第4号様式（第4条関係）

健康増進法第21条第1項に基づく指定通知書

指定番号第 号

施設の名称

施設の所在地

設置者

施設の種類

上記の施設を管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定します。

年 月 日

京 都 市 長

㊟

管理栄養士配置届

年 月 日

(宛先)

京 都 市 長

指定番号 第 号

施設の名称

施設の所在地 〒 ー

TEL ー

設置者(法人の場合、その名称及び代表者の氏名)

設置者の住所 〒 ー

法人の場合、主たる事務所の所在地
施設の所在地と同じ場合省略可

TEL ー

京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱第4条第2項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設に指定を受けましたので、管理栄養士の配置届を提出いたします。

管理栄養士配置日	年 月 日
管理栄養士氏名	
管理栄養士免許（登録）番号	第 号

※京都市記入欄	特定給食施設 届出 NO.		収受印
	管理栄養士 必置指定 NO.		
	年 月 日 () 区役所・支所保健福祉センター 受付		

管理栄養士配置計画書

年 月 日

(宛先)

京 都 市 長

指定番号 第 号

施設の名称

施設の所在地 〒 ー

TEL ー

設 置 者(法人の場合、その名称及び代表者の氏名)

設置者の住所 〒 ー

法人の場合、主たる事務所の所在地
施設の所在地と同じ場合省略可

TEL ー

京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱第4条第3項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設に指定を受けましたが、管理栄養士が未配置のため、配置計画書を提出いたします。

管理栄養士の配置方法（該当する項目に○印をつけてください。）

1. 新規に採用します。 (年 月予定)
2. 現在、配置されている栄養士に管理栄養士の資格を取得させます。
(年 月予定)
3. その他（具体的に記入してください）

※京都市記入欄	特定給食施設 届出 NO.		收受印
	管理栄養士 必置指定 NO.		
年 月 日 () 区役所・支所保健福祉センター 受付			

第7号様式（第4条関係）

健康増進法第21条第1項に基づく指定取消通知書

施設の名称

施設の所在地

設置者

施設の種類

上記の施設を管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定（指定番号 第 号）しましたが、指定を取り消します。

年 月 日

京 都 市 長

印

特定給食施設栄養指導結果書

様

京都市保健所長 印

京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱第7条第3項の規定により、立入検査を実施しましたので結果を通知します。なお、指導内容については、今後、改善に努めてください。

指導実施日	年 月 日
指導項目	指導内容
前回指導内容の改善	
立入検査	栄養指導員氏名